

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

申立期間について、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。日本年金機構から申立期間に係る夫の保険料の納付記録が漏れていたとの連絡があったことから、年金記録の訂正手続きを行い、当該期間の夫の年金記録は保険料納付済期間となったが、私の申立期間に係る保険料は未納のままとなっている。

国民年金保険料の納付を証明できる領収証書等はないが、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、私の申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人及びその夫が住所を定めていたA村の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付年月日は、夫婦ともに保険料納付日の確認ができる昭和41年4月から申立期間直前の56年3月までの期間において、全て同一日であることから、夫婦の保険料は、二人分一緒に納付されていたものと認められる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、A村の申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿により、申立期間に係る夫の国民年金保険料は、昭和57年4月30日に一括納付されていることが確認できることから、前述の納付状況を踏まえると、申立期間について、申立人が自身の保険料と夫の保険料を一緒に納付したものと考えても不自然ではない上、申立人が申立期間の保険料として納付したと主張する額は、申立期間の夫婦二人分の保険料を一括納付した場合の額とおおむね符合する。

さらに、前述のとおり、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料につい

て、A村の国民年金被保険者名簿では一括納付されたことが記録されているが、特殊台帳（マイクロフィルム）では、当該期間の保険料が未納と記録され、後にオンライン記録の納付記録が訂正されるなど、申立期間当時、申立人及び申立人の夫が居住していた地域では、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 4997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日
年金記録によると、A社から平成17年12月に支給された賞与の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社が給与関係事務を委託していたB事務所から提供された賞与明細一覧表及び金融機関から提供された申立人に係る普通預金口座別残高表の記録により、申立人は、平成17年12月9日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、6万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しているとともに、破産管財人は、破産処理に必要な書類以外は保管していない旨の回答をしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 11 日
年金記録によると、A社から平成 17 年 6 月に支給された賞与の記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社が給与関係事務を委託していたB事務所から提供された賞与明細一覧表により、申立人は、平成 17 年 6 月 11 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細一覧表において確認できる厚生年金保険料の控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明である旨回答しているとともに、破産管財人は、破産処理に必要な書類以外は保管していない旨の回答をしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録によると、A社から支給された申立期間の賞与の記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

さらに、B市から提出された申立人に係る平成18年度（平成17年所得分）の給与支払報告書の写しに記載されている社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録における平成17年1月から同年12月までの標準報酬月額及び同年7月の標準賞与額に相当する社会保険料の合計額を上回っている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、当該事業所は、平成 22 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、同年 11 月*日に破産宣告を受け、23 年 2 月*日に C 地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定が確定していることに加えて、当時の代表取締役は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA工業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和38年9月1日、同喪失日は同年12月30日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

また、申立人のB工業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和39年8月1日、同喪失日は40年1月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年12月30日まで
② 昭和39年4月1日から40年1月1日まで
③ 昭和40年4月1日から同年12月31日まで
④ 昭和41年4月1日から同年7月10日まで
⑤ 昭和41年7月27日から同年12月31日まで
⑥ 昭和42年4月1日から同年9月30日まで

申立期間は、C社の下請を行っていたDグループの作業員として、種々の工事現場で勤務した。当該グループの代表者からは、申立期間の厚生年金保険については元請事業所で加入することになると聞いていたが、年金記録を確認したところ、元請事業所における同保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C社の下請を行っていたとしているところ、申立期間①のうち昭和38年9月1日から同年12月30日までの期間について、オンライン記録及びA工業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人と同姓同名で生年月日が異なる(「昭和14年4月3日」と記載されている。)、基礎年金番号に統合されていな

い厚生年金保険の資格取得日が38年9月1日、同喪失日が同年12月30日となっている記録が確認できるとともに、申立期間②のうち39年8月1日から40年1月1日までの期間について、オンライン記録及びB工業所に係る被保険者原票により、申立人と同姓同名で生年月日が異なる(「昭和14年4月3日」と記載されている。)、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の資格取得日が39年8月1日、同喪失日が40年1月1日となっている記録が確認できる。

また、申立人が元請であったとするC社は、「申立期間当時、Dグループは、当社の下請業務を行っており、A工業所及びB工業所は、いずれも当社の下請事業所であった。」と回答している。

さらに、A工業所及びB工業所に係る被保険者原票によると、申立人が名前を挙げたDグループの代表者及び同僚は、いずれも、上述の両事業所に係る未統合の被保険者記録と同一期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できる上、このうち当該同僚は、「A工業所及びB工業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる期間は、申立人と一緒に働いていたことは間違いない。また、当時、Dグループに、申立人と同姓同名の同僚はほかにいなかった。」と供述している。

以上のことから判断すると、上述の申立人と同姓同名の未統合記録は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A工業所の事業主は、申立人が昭和38年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失した旨、B工業所の事業主は、申立人が39年8月1日に同資格を取得し、40年1月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る両事業所の被保険者原票の記録から、昭和38年9月から同年11月までは2万円、39年8月から同年12月までは3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和38年4月1日から同年9月1日までの期間、申立期間②のうち39年4月1日から同年8月1日までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥の期間について、申立人が従事したと記憶する工事現場に関する詳細な供述、申立人が名前を挙げた同僚の供述、C社の回答及び同社から提供された工事経歴書から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社が元請をしていた工事現場でDグループの一員として下請工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当該グループの代表者からは、当該期間を含む申立期間の厚生年金保険については元請事業所で加入することになると聞いていた。」と主張しているが、元請事業所であったC社は、「当社では、当社が直接雇用した社員以外の者は、当社を適用事業所として厚生年金保険に加入す

ることではない。なお、下請の従業員の同保険の加入については、関与していないので分からない。」と回答している。

また、申立人が所属したとするDグループの代表者は既に死亡している上、申立人は、当該期間に働いていた工事現場について記憶しているものの、その際所属した事業所及び事業主の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について照会することができない。

さらに、申立人は、当該期間を含む申立期間は、上述のDグループの代表者と一緒に行動したと供述しているが、オンライン記録によると、当該代表者は、当該期間について厚生年金保険に加入した形跡が無い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和44年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月25日から同年2月25日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の経歴表及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、操縦士訓練を受けるため、C国の訓練所に異動した時期であったと供述しているところ、申立人から提出された航空局発行の証明書により、申立人は、昭和44年2月5日には、既にC国において同訓練のための身体検査を受けていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、国外で訓練を受けるための期間については、当社の本社B事業所に籍を置き、同事業所において厚生年金保険に加入する取扱いであったと考えられる。また、確認できる賃金台帳等はないが、継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B事業所に係る昭和44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出された同社本社B事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は、申立人の資格取得日を昭和44年2月25日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 5002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のちA社本社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月25日から同年10月1日まで
申立期間は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された申立人の経歴表及び同社の回答から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、C国での操縦士訓練を終えて帰国した時期であったと供述しているところ、申立人から提出されたC国の操縦士訓練所発行の卒業証明書により、申立人は、同訓練所を昭和44年9月26日に卒業していることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、国外で訓練を受けるための期間については、当社の本社B事業所に籍を置き、同事業所において厚生年金保険に加入する取扱いであったと考えられる。また、確認できる賃金台帳等はないが、継続して勤務していたので、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社B事業所に係る昭和44年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社から提出された同社本社B事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和44年9月25日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成17年9月から18年3月までは16万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年11月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月28日は18万7,000円、18年8月3日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年12月31日まで
② 平成17年12月28日
③ 平成18年8月3日

ねんきん定期便を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している上、同社から申立期間②及び③に支給された賞与の記録も無い。

各申立期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る平成17年9月分から18年11月分までの給料明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年9月から18年3月までは16万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月から同年11月までは16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、当時の経理担当者は当時の資料が無いため不明としているが、給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された当該事業所に係る給料明細書及び申立人の供述から判断すると、申立人は、平成17年12月28日に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、給料明細書において確認できる賞与額から、18万7,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人から提出された当該事業所に係る給料明細書及び家計簿の写しにより、申立人は、平成18年8月3日に当該事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られない上、当時の経理担当者は当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与額にかかる届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から51年3月まで

私は、中学卒業後、A市にあるB美容院に住み込みで働いていたが、20歳になった昭和48年以降、A市役所から国民年金保険料の納付書が郵送されてきていたので、保険料を給与の中から自分で市内の郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和48年以降、A市役所から申立期間の国民年金保険料の納付書が郵送されてきていたので、保険料を自身の給与の中から自分で納付していたと主張しているが、申立人は50年9月にA市からC町へ転居しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿から、同年10月頃に、同町で払い出されたものと推認できる上、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立期間に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和50年10月の時点では、申立期間のうち48年2月から同年6月までの国民年金保険料については時効により納付できず、同年7月から50年3月までの保険料については、同時点で過年度保険料となるが、遡って納付した形跡は見当たらず、同年4月から51年3月までの保険料についても、納付された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市内の郵便局で納付していたとしているが、申立期間当時、A市では郵便局で保険料を納付することが

できなかったことから、申立人の主張は当時の状況と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5004（事案 4793 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月21日から同年5月1日まで

申立期間は、A社又はB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、同委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、新たに当時の同僚の名前が判明したので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述から判断すると、A社又はB社に継続して勤務していたことは認められるものの、i) A社は、「申立期間当時の従業員に係る資料は残されていない。C出張所及びD方面の営業所の存在並びに当社とB社との関係については、当社の50年史にも記載が無いため、申立人の申立内容を確認できない。」と回答していること、及びB社は、オンライン記録によると昭和45年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができないこと、ii) 申立人は、上司及び同僚二人（うち一人は経理担当者）の名前を挙げているが、上司及び経理担当者は既に死亡しており、唯一回答が得られた者からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない上、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該3人のうち上司は、申立人と同様にA社において35年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において同年5月1日に同被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、他の二人は、A社において同保険の被保険者となっておらず、B社において、申立人と同日の同年5月1日に同被保険者資格を

取得していることが確認できること、iii) 両事業所に係る被保険者名簿によると、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、B社において被保険者資格を再取得している者が、申立人及び前述の上司以外にも4人確認でき、その資格喪失日及び資格取得日は申立人と同日であり、いずれの者も申立期間は同保険の被保険者となっていないことが確認できること、iv) 両事業所に係る被保険者名簿によると、B社において、申立人と同日の35年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は、申立人及び前述の7人以外にも20人確認でき、これら同僚のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会したところ、回答の得られた6人のうち2人は、「申立期間より前から、申立人と一緒にC出張所で勤務していた。」と供述しているものの、いずれもA社において同保険の被保険者であった形跡が無いことから、同社では、在籍する従業員全員を必ずしも同保険に加入させる取扱いを行っていなかったことが推認できること、v) 申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成25年11月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間は、A社に継続して勤務しており、同社において継続して厚生年金保険に加入していた。」と主張し、新たに、A社の同僚であったとする7人の名前を挙げているが、当該7人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、唯一回答が得られた者は、申立人を記憶しておらず、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことを確認できる供述を得ることはできなかった。

また、両事業所に係る被保険者名簿を再度確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録はオンライン記録と一致している上、同記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 56 年 12 月までのうち約 2 年間
申立期間は、代表取締役としてA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与から保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月 6 日から 55 年 4 月 4 日までの期間において、A社で代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時、当該事業所の役員であったことが確認できる者は、「当時の資料は処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち生存が確認できた一人、複数の同僚から名前が挙げた当時の経理担当者のうち生存が確認できた二人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格が確認できた14人の計17人に照会し、13人から回答を得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。